

「稲沢市コミュニティバス運行事業計画」の変更について

【協議事項】

対象路線	コミュニティバス接続便
協議内容	乗り場の変更 (廃止4か所(バス停留所に変更)、新設1か所)
変更理由	コミュニティバス(下津・大里線)の運行路線変更に伴う接続便乗り場の変更
今後の予定	令和7年10月 地域公共交通会議において協議(本日) 令和7年11月 パブリックコメントの実施 令和7年12月 地域公共交通会議において最終合意 令和8年4月1日 運行開始予定

【コミュニティバス接続便の概要】

運行区域	稲沢市全域 (ただし、運行区間は「コミュニティバス接続便乗り場」から「指定のバス停留所及びコミュニティバス接続便乗り場」とする ※詳細は資料番号7のとおり)
接続便乗り場数	(変更前) 96か所 → (変更後) 93か所 ※詳細は資料番号8のとおり
運行日・運行時間帯	月曜日から土曜日(祝休日、12月29日から翌年1月3日、はだか祭の日を除く) 午前7時台から19時台 ※指定のバス停留所に発着するバスに接続する便としてのみ利用可 ※コミュニティバス接続便乗り場に接続する場合も上記の発着時間を基準とする
利用方法	事前予約制 ※旧稲沢市域のコミュニティバス接続便乗り場から利用する場合は当日の1時間前までに電話予約 ※旧祖父江町、旧平和町地域のコミュニティバス接続便乗り場から利用する場合は当日の2時間前までに電話予約 ※指定のバス停留所・指定のコミュニティバス接続便乗り場からコミュニティバス接続便乗り場まで利用する場合は当日の1時間前までに電話予約
運行車両	普通タクシー車両(乗車定員4名)
利用料金	<運賃の種類と額> ・ 1乗車 片道大人 200円、小学生100円 ・ 未就学児は、大人または小学生1人につき2人まで無料 <適用方法> ・ 障がい者は5割引 ・ 障がい者割引は、下記の手帳を提示いただいた場合に利用料金が割引 <身体障がい者及び知的障がい者のかた> 「身体障害者手帳」または「療育手帳」の旅客鉄道株式会社旅客運賃減額欄に第1種のかたは本人と介護者1名が5割引、第2種のかたは本人のみが5割引 <精神障がい者のかた> 「精神障害者保健福祉手帳」の障害等級が1級、2級のかたは本人と介護者1名が5割引、3級のかたは本人のみが5割引 ・ 発行日当日の乗継券、無料乗車券 1乗車無料
【参考】 乗継券の 発行について	その日のうちに「バス路線に乗り継ぐ場合」及び「異なるコミュニティバス接続便乗り場への移動を目的とする接続便を利用する場合」に「乗継券」を発行する。ただし、復乗となる利用の場合は発行不可